

(宛先) 旭川市長 令和 年 月 日 提出	申請者	住所 又は 所在地	〒070-1234 旭川市1条通1丁目1番1号	特別徴収義務者 指定番号	9	1	2	3	4	5	—	6
		フリガナ	カブシキガイシャ アサヒカワショウジ	担当者 連絡先	総務課							
		氏名 (名称)	株式会社 旭川商事	所属	旭川 太郎							
				氏名	電話 (0166) 26 - 1111							

納期特例を開始する年月

地方税法第321条の5の2の規定により特別徴収税額の納期の特例について承認を申請します。

特例の適用を受けようとする税額	令和6年11月分(12月10日納期限) 以後の特別徴収税額にかかる納入税額										
申請前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員(当該事業所の総人員)及び各月の支払金額 (常は常時勤務者, 臨は臨時雇用者)	令和6年5月	常臨	8人 0人	1,600,000円 0円	令和6年8月	常臨	7人 0人	1,400,000円 0円			
	令和6年6月	常臨	8人 0人	1,600,000円 0円	令和6年9月	常臨	9人 0人	1,800,000円 0円			
	令和6年7月	常臨	8人 0人	1,600,000円 0円	令和6年10月	常臨	9人 0人	1,800,000円 0円			
現に市税の滞納があり, または最近において著しい納付遅延があり, それがやむを得ない事由がある場合は, その事由の詳細											
この申請書の提出日以前1年以内に納期の特例につきその承認の取消通知を受けたことの有無	<input type="checkbox"/> 有		<input checked="" type="checkbox"/> 無		取消通知年月日	令和 年 月 日					

申請についての説明及び注意事項

申請の承認条件は

- 給与の支払を受ける者が常時10人未満であること。
- 市税の滞納や納入の遅延等がないこと(やむを得ない場合を除く)。
- 申請書の提出日以前1年以内に納期の特例につきその承認の取消通知を受けていないこと。

以上の条件に該当し, 承認を受けた以後に給与の支払を受ける者が常時10人以上となった場合は, 遅滞なくその旨を市長に届け出なければなりません。

○承認を受けた場合, 次に掲げる期間中に徴収した税額をそれぞれの期限までに納入することになります。

税額を徴収した期間	納入期限
① 6月分から11月分まで	12月10日
② 12月分から翌5月分まで	6月10日

※納入期限が土・日・祝日の時は, 納入期限がその翌日になります。

※各期間の途中においてその承認を受けた場合には, 承認された月分から期間の最終月分までに徴収した税額をその期間に係る納入期限までに納入することになります。

※特例の適用を受けようとする月分の前月末日までに提出してください。